

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 23 年 5 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1 統計調査の承認等の状況（総括表）	1
基幹統計調査の承認	1
一般統計調査の承認	2
届出統計調査の受理	3
2 基幹統計調査の承認	4
作物統計調査（平成23年承認）（農林水産省）	4
国民生活基礎調査（平成23年承認）（厚生労働省）	7
3 一般統計調査の承認	11
障害福祉サービス等経営実態調査（平成23年承認）（厚生労働省）	11
鉄道輸送統計調査（平成23年承認）（国土交通省）	13
医療経済実態調査（平成23年承認）（厚生労働省）	15
建設機械等損料調査（平成23年承認）（国土交通省）	18
特定作物統計調査（平成23年承認）（農林水産省）	19
平成23年有期労働契約に関する実態調査（平成23年承認）（厚生労働省）	22
訪問看護療養費実態調査（平成23年承認）（厚生労働省）	24
歯科技工料調査（平成23年承認）（厚生労働省）	25
4 届出統計調査の受理	26
(1) 新規	26
福岡市観光入込客統計調査（平成23年届出）（福岡市）	26
県民歯科保健実態調査（平成23年届出）（神奈川県）	27
生物多様性ふくおか戦略策定に係る事業者アンケート（平成23年届出）（福岡市）	29
静岡市買物環境状況実態調査（平成23年届出）（静岡市）	30
震災に伴う都内企業の雇用等への影響に関する調査（平成23年届出）（東京都）	31
(2) 変更	32
北九州市障害児・者実態調査（平成23年届出）（北九州市）	32
東京都財政収支調査（平成23年届出）（東京都）	34
広島県職場環境実態調査（平成23年届出）（広島県）	36
中小企業景況調査（平成23年届出・2回目）（愛知県）	38
長野県賃金実態調査（平成23年届出）（長野県）	39

(参考) 基幹統計の指定	40
--------------------	----

[利用上の注意]

- 1 「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」(以下、「本月報」という。)中で「指定統計」とは、改正前の統計法(昭和22年法律第18号。以下「旧統計法」という。)第2条の規定に基づき、総務大臣が指定した統計をいう。
- 2 本月報中で「指定統計調査」とは、旧統計法下において、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 3 本月報中で「承認統計調査」とは、改正後の統計法(平成19年法律第53号。以下「新統計法」という。)により廃止された統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の規定に基づく総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。
- 4 本月報中で「届出統計調査」とは、旧統計法下にあつては、第8条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいい、新統計法下にあつては、第24条第1項又は第25条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいう。
- 5 本月報中で「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する統計をいう。旧統計法下の指定統計のうち、新統計法施行の段階(平成21年4月1日)で引き続き作成されていたものについては、基幹統計に移行している。
- 6 本月報中で「基幹統計調査」とは、基幹統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 7 本月報中で「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう。
- 8 本月報中の目次等における調査名の後ろの「平成◇年承認」「平成◇年届出」については、本月報の編集に係るシステム管理上、付記しているものである。

○基幹統計調査の承認

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
作物統計調査	農林水産大臣	承認事項の変更 ①標本数の変更 母集団情報である農林業センサスのデータが更新されたことに伴う標本数の機械的変更 ②調査計画で用いられる用語を、施策上の用語変更に合わせて変更	H23.5.18
国民生活基礎調査	厚生労働大臣	承認事項の変更 平成23年の簡易調査の実施に当たり、東日本大震災への対応として、調査対象の地域的範囲及び報告者数を変更。	H23.5.18

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した基幹統計調査の計画について、主な内容を掲載したものである。

○一般統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施者
H23. 5. 12	障害福祉サービス等経営実態調査	厚生労働大臣
H23. 5. 12	鉄道輸送統計調査	国土交通大臣
H23. 5. 16	医療経済実態調査	厚生労働大臣
H23. 5. 18	建設機械等損料調査	国土交通大臣
H23. 5. 24	特定作物統計調査	農林水産大臣
H23. 5. 25	平成23年有期労働契約に関する実態調査	厚生労働大臣
H23. 5. 31	訪問看護療養費実態調査	厚生労働大臣
H23. 5. 31	歯科技工料調査	厚生労働大臣

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査について掲載したものである。

○届出統計調査の受理

(1) 新規

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H23. 5. 12	福岡市観光入込客統計調査	福岡市長
H23. 5. 12	県民歯科保健実態調査	神奈川県知事
H23. 5. 24	生物多様性ふくおか戦略策定に係る事業者アンケート	福岡市長
H23. 5. 25	静岡市買物環境状況実態調査	静岡市長
H23. 5. 27	震災に伴う都内企業の雇用等への影響に関する調査	東京都知事

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理（新規）について掲載したものである。

(2) 変更

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H23. 5. 9	北九州市障害児・者実態調査	北九州市長
H23. 5. 11	東京都財政収支調査	東京都知事
H23. 5. 12	広島県職場環境実態調査	広島県知事
H23. 5. 16	中小企業景況調査	愛知県知事
H23. 5. 23	長野県賃金実態調査	長野県知事

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理（変更）について掲載したものである。

○基幹統計調査の承認

【調査名】 作物統計調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年5月18日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課

【目的】 耕地及び作物の生産に関する実態を明らかにし、農業行政の基礎資料を整備することを目的とする。

【沿革】 昭和22年に開始し、昭和25年から指定統計調査として実施している。その後、統計法の全部改正に伴い、平成21年4月から基幹統計調査に移行している。昭和54年には、一部調査事項について調査項目の区分及び調査期日の変更を行った。平成14年には、（1）関連する承認統計調査を含めた調査体系の整備、（2）調査対象品目の選定基準の策定、（3）調査票の統廃合、OCR化等を実施した。平成17年には、（1）作付予定面積調査及び野菜・果樹に係る予想収穫量調査の廃止、（2）てんさい・さとうきびに関する作付面積調査及び予想収穫量・収穫量調査の郵送調査化等の変更を行った。平成19年には、（1）かんしょ及び甘味資源作物（てんさい及びさとうきび）に係る予想収穫量調査の廃止、（2）耕地面積調査及び水稲に係る作付面積調査において、調査員による実測調査の導入、（3）水稲以外の作物に係る作付面積調査については農業協同組合その他の関係団体を対象に、水稲以外の作物に係る収穫量調査については関係団体及び標本経営体を対象に往復郵送化をそれぞれ実施した。

【調査の構成】 1－耕地面積調査 2－作付面積調査 3－作柄概況調査 4－予想収穫量調査 5－収穫量調査 6－被害応急調査 7－共済減収調査

【公表】 インターネット及び印刷物（各公表の公表予定時期については、おおむね次のとおり。1．耕地面積調査は、10月下旬、2．作付面積調査は、作物ごとにそれぞれ6月中旬～翌年の2月上旬の間、3．作柄概況調査は、7月～9月の各下旬、4．予想収穫量調査は、10月下旬、5．収穫量調査は作物ごとにそれぞれ6月中旬～翌年5月下旬までの間、6．被害応急調査は、原則として四半期ごと及び天災融資法発動の際、7．共済減収調査は、各作物ごとに調査実施後3か月以内。）

【備考】 本調査は、調査事項や作物の種類により、約30種類の調査票により行われているが、ここでは、調査内容の種別により、7種類に区分して記載している。

※

【調査票名】 1－耕地面積調査

【調査対象】 （地域）全国 （単位）圃場 （属性）圃場

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （配布）（調査員又は職員による実測調査） （取集）（調査員又は職員による実測調査） （記入）他計 （把握時）毎年7月15日現在 （系統）農林水産省－地方農政局－地方農政事務所－統計・情報センター

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年7月上旬～7月下旬

【調査事項】 1．耕地の田畑別面積、2．耕地の田畑別の拡張及びかい廃面積

※

【調査票名】 2－作付面積調査

【調査対象】 (地域) 全国 (作物によっては一部の地域。また、作物によっては、3年又は5年ごとに全国調査を行い、その中間年には主産県で調査を行う。) (単位) 圃場、協同組合、事業所又は企業、世帯 (属性) 1. 圃場、2. 農業協同組合、荒茶工場、製糖会社、製糖工場、集出荷団体、集出荷業者、その他の関係団体、3. 耕地の所有者又は耕作者 (農林業経営体を含む。)

【調査方法】 (選定) 全数・無作為抽出・有意抽出 (客体数) 7, 820 / 26, 920 (配布) 郵送・調査員・職員 (取集) 郵送・調査員・職員 (記入) 併用 (把握時) 作物により、7月15日、9月1日又は収穫期 (系統) 農林水産省－地方農政局－地方農政事務所－統計・情報センター－報告者 (水稻については、調査員又は職員による実測調査)

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 水稻については、7月上旬～7月下旬。それ以外の作物については、把握時の前後の期間

【調査事項】 作物の種類別作付面積

※

【調査票名】 3－作柄概況調査

【調査対象】 (地域) 全国 (7月15日現在調査については、徳島県、高知県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県) (単位) 圃場 (属性) 圃場

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (配布) (職員による実測調査) (取集) (職員による実測調査) (記入) 他計 (把握時) 7月15日、8月15日及びもみ数確定期 (系統) 農林水産省－地方農政局－地方農政事務所－統計・情報センター

【周期・期日】 (周期) 年3回 (実施期日) 把握時の前後の期間

【調査事項】 水稻の時期別の作柄概況

※

【調査票名】 4－予想収穫量調査

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 圃場 (属性) 圃場

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (配布) (職員による実測調査) (取集) (職員による実測調査) (記入) 他計 (把握時) 毎年10月15日現在 (系統) 農林水産省－地方農政局－地方農政事務所－統計・情報センター

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 毎年10月上旬～10月中旬

【調査事項】 水稻の予想収穫量

※

【調査票名】 5－収穫量調査

【調査対象】 (地域) 全国 (作物によっては一部の地域。また、作物によっては、3年又は5年ごとに全国調査を行い、その中間年には主産県で調査を行う。) (単位) 圃場、協同組合、事業所又は企業、世帯 (属性) 1. 圃場、2. 農業協同組合、荒茶工場、製糖会社、製糖工場、集出荷団体、集出荷業者、その他の関係団体、3. 耕地の所有者又は耕作者 (農林業経営体を含む。)

【調査方法】 (選定) 全数・無作為抽出・有意抽出 (客体数) 94, 320 / 994, 520 (配

布) 郵送・職員 (取集) 郵送・職員 (記入) 併用 (把握時) 作物ごとの収穫期 (系統) 農林水産省－地方農政局－地方農政事務所－統計・情報センター－報告者 (水稲については、職員による実測調査)

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 把握時の前後の期間

【調査事項】 作物の種類別収穫量 (水稲にあつてはその災害種類別の被害量、果樹及び野菜にあつては出荷量を含む。花きにあつては出荷量に限る。)

※

【調査票名】 6－被害応急調査

【調査対象】 (地域) 作物について重大な被害が発生したと認められる地域 (単位) 圃場 (属性) 圃場

【調査方法】 (選定) 有意抽出 (配布) (職員による実測調査) (取集) (職員による実測調査) (記入) 他計 (把握時) 農作物に重大な被害が発生したとき (系統) 農林水産省－地方農政局－地方農政事務所－統計・情報センター

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 農作物に重大な被害が発生したと認められる場合、速やかに行う。

【調査事項】 災害を受けた作物 (作物について重大な災害等が発生したと認められる地域内にある作物の栽培の用に供される土地のうちからセンターの長が選定した土地において栽培される作物) の災害種類別作付面積及び被害量

※

【調査票名】 7－共済減収調査

【調査対象】 (地域) 農作物、畑作物及び果樹共済事業を実施する都道府県のうち、当該作物ごとに農林水産省統計部長が定める都道府県 (単位) 圃場 (属性) 圃場

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (配布) (職員による実測調査) (取集) (職員による実測調査) (記入) 他計 (把握時) 作物により、収穫期又は暴風雨が発生したとき (系統) 農林水産省－地方農政局－地方農政事務所－統計・情報センター

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 原則として収穫期に行う。ただし、りんご、ぶどう、なし及びももについては、暴風雨が発生した場合、速やかに行う。

【調査事項】 作物 (農業災害補償法第84条第1項第1号、第4号及び第6号に掲げる作物の栽培の用に供される土地のうちから当該作物の種類ごとに抽出した土地において栽培される当該作物) の種類別共済基準減収量及び当該基準減収量に係る作付面積

【調査名】 国民生活基礎調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年5月18日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課国民生活基礎調査室

【目的】 本調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とする。

【沿革】 本調査は、「厚生行政基礎調査」（旧統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計第60号を作成するための調査）、「国民健康調査」（同第68号を作成するための調査）、「保健衛生基礎調査」（旧統計報告調整法に基づく承認統計調査）及び「国民生活実態調査」（承認統計調査）を統合して、昭和61年から開始されたものである。調査は、3年ごとに実施する大規模調査と、その中間の各年に実施する簡易調査から構成される。その後の主な変更は、以下のとおりである。（1）平成13年：「介護票」を創設。「健康票」を密封回収化、（2）平成19年：「世帯票」及び「介護票」を自計報告化、（3）平成22年：「所得票」を自計報告化、（4）平成23年の簡易調査については、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県の全域を除き実施される。

【調査の構成】 1－世帯票（大規模調査） 2－健康票（大規模調査） 3－介護票（大規模調査）
4－所得票（大規模調査） 5－貯蓄票（大規模調査） 6－世帯票（簡易調査） 7
－所得票（簡易調査）

【公表】 インターネット及び印刷物（調査実施年の翌年7月）

※

【調査票名】 1－世帯票（大規模調査）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯及び個人 （属性）世帯及び世帯員 （抽出枠）平成17年国勢調査調査区

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）276,000/49,566,000 725,000/127,768,000 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）自計 （把握時）調査実施年の6月の第1又は第2木曜日現在 （系統）厚生労働省－都道府県－（保健所設置市・特別区）－保健所－指導員－調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）厚生労働大臣への提出期限は、調査実施年の7月中旬

【調査事項】 1. 世帯に係る事項（1）世帯員数等、（2）世帯を離れている方の状況、（3）住居の種類、（4）室数及び床面積、（5）5月中の家計支出総額等、2. 世帯員に係る事項（1）最多所得者、（2）世帯主との続柄、（3）性、（4）出生年月、（5）配偶者（夫又は妻）の有無、（6）医療保険の加入状況、（7）公的年金・恩給の受給状況、（8）乳幼児（小学校入学前）の保育状況（小学校入学前の者のみ）、（9）手助けや見守りの要否等（6歳以上の者のみ）、（10）教育（15歳以上の者のみ）、（11）公的年金の加入状況（15歳以上の者のみ）、（12）別居している子の有無等（15歳以上の者のみ）、（13）5月中の仕事の状況（15歳以上の者のみ）、（14）1週間の就業日数等（15歳以上の者のみ）、（15）就業開始時期（15歳以上の者のみ）、（16）仕事の内容（職業分類）（15歳以上の者のみ）、（17）勤めか自営かの別等（15歳以上の者のみ）、

(18) 就業希望の有無等(15歳以上の者のみ)

※

【調査票名】 2-健康票(大規模調査)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)世帯員 (抽出枠)平成17年国勢調査調査区

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)725,000/127,768,000 (配布)調査員 (収集)調査員 (記入)自計 (把握時)調査実施年の6月の第1又は第2木曜日現在 (系統)厚生労働省-都道府県-(保健所設置市・特別区)-保健所-指導員-調査員-報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)厚生労働大臣への提出期限は、調査実施年の7月中旬

【調査事項】 1.性、2.出生年月、3.入院・入所の状況、4.自覚症状の有無、その症状及び治療状況、5.通院・通所の状況・傷病名、6.病気やけが、予防で支払った費用、7.日常生活への影響(6歳以上の者のみ)、8.普段の活動ができなかった日数(6歳以上の者のみ)、9.健康状態(6歳以上の者のみ)、10.悩みストレスの有無・原因・相談状況(12歳以上の者のみ)、11.こころの状態(12歳以上の者のみ)、12.喫煙の状況(12歳以上の者のみ)、13.健診等の受診状況(20歳以上の者のみ)、14.がん検診の状況(20歳以上の者のみ)

※

【調査票名】 3-介護票(大規模調査)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)世帯員 (抽出枠)平成17年国勢調査調査区

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)6,000/725,000 (配布)調査員 (収集)調査員 (記入)自計 (把握時)調査実施年の6月の第1又は第2木曜日現在 (系統)厚生労働省-都道府県-(保健所設置市・特別区)-保健所-指導員-調査員-報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)厚生労働大臣への提出期限は、調査実施年の7月中旬

【調査事項】 1.調査票の回答者、2.介護が必要な者の性別と出生年月、3.要介護度の状況、4.介護が必要となった原因、5.居宅サービスの利用状況、6.介護保険によるサービスを受けていない理由、7.主な介護者の介護時間、8.主な介護者以外の介護者の状況、9.家族・親族等と訪問介護事業者による主な介護内容、10.居宅サービスの費用、11.65歳以上の介護保険被保険者(第1号被保険者)における介護保険料所得段階、12.介護費用の負担力

※

【調査票名】 4-所得票(大規模調査)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)世帯及び個人 (属性)世帯及び世帯員 (抽出枠)平成17年国勢調査調査区

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)50,000/276,000 132,000/725,000 (配布)調査員 (収集)調査員 (記入)自計 (把握時)調査実

施年の前年の1月1日～12月31日（系統）厚生労働省—都道府県—（市、特別区及び福祉事務所設置町村）—福祉事務所—指導員—調査員—報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）厚生労働大臣への提出期限は、調査実施年の8月中旬

【調査事項】 1. 性、2. 出生年月、3. 所得の種類別金額、4. 課税等の状況別金額、5. 企業年金・個人年金等の掛金、6. 生活意識の状況（世帯主又は世帯を代表する者のみ）

※

【調査票名】 5—貯蓄票（大規模調査）

【調査対象】（地域）全国（単位）世帯（属性）世帯（抽出枠）平成17年国勢調査調査区

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）50,000/276,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）調査実施年の6月末日現在（系統）厚生労働省—都道府県—（市、特別区及び福祉事務所設置町村）—福祉事務所—指導員—調査員—報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）厚生労働大臣への提出期限は、調査実施年の8月中旬

【調査事項】 1. 貯蓄現在高、2. 貯蓄現在高の増減及び減った場合の金額及び理由、3. 借入金残高

※

【調査票名】 6—世帯票（簡易調査）

【調査対象】（地域）全国（単位）世帯及び個人（属性）世帯及び世帯員（抽出枠）平成17年国勢調査調査区

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）53,000/49,566,000 139,000/127,768,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）調査実施年の6月の第1又は第2木曜日現在（系統）厚生労働省—都道府県—（保健所設置市・特別区）—保健所—指導員—調査員—報告者

【周期・期日】（周期）年（大規模調査実施年を除く。）（実施期日）厚生労働大臣への提出期限は、調査実施年の7月中旬

【調査事項】 1. 世帯に係る事項（1）世帯員数等、（2）5月中の家計支出総額、2. 世帯員に係る事項（1）最多所得者、（2）世帯主との続柄、（3）性、（4）出生年月、（5）配偶者（夫又は妻）の有無、（6）医療保険の加入状況、（7）傷病の状況、（8）公的年金・恩給の受給状況、（9）教育（15歳以上の者のみ）、（10）公的年金の加入状況（15歳以上の者のみ）、（11）5月中の仕事の状況（15歳以上の者のみ）、（12）勤めか自営かの別等（15歳以上の者のみ）

※

【調査票名】 7—所得票（簡易調査）

【調査対象】（地域）全国（単位）世帯及び個人（属性）世帯及び世帯員（抽出枠）平成17年国勢調査調査区

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）12,000/53,000 31,000/139,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）調査実施年の前年の1月1日～12月31日（系統）厚生労働省—都道府県—（市・特別区及び

福祉事務所設置町村)－福祉事務所－指導員－調査員－報告者

【周期・期日】 (周期)年(大規模調査実施年を除く。) (実施期日)厚生労働大臣への提出期限は、調査実施年の8月中旬

【調査事項】 1. 性、2. 出生年月、3. 所得の種類別金額、4. 課税等の状況別金額、5. 企業年金・個人年金等の掛金、6. 生活意識の状況(世帯主又は世帯を代表する者のみ)

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日) 4月1日～5月20日 (ただし、平成23年度は5月20日～5月31日)

【調査事項】 1. 施設・事業所に関する事項 (定員、実利用者数、延利用者数、開所日数、加算の取得状況、事業活動収支状況、新体系移行状況 等)、2. 従事者に関する事項 (職種別の常勤換算人数、給与・手当の状況 等)

【調査名】 鉄道輸送統計調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年5月12日

【実施機関】 国土交通省総合政策局情報政策本部情報安全・調査課交通統計室

【目的】 鉄道、軌道及び索道の輸送実態を早期、かつ、総合的に明らかにすることを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和62年に開始された。

【調査の構成】 1－鉄・軌道旅客輸送実態調査票（1号様式） 2－鉄道貨物輸送実態調査票（2号様式） 3－鉄・軌道走行キロ調査票（3号様式） 4－索道旅客輸送実態調査票（4号様式）

【公表】 インターネット及び印刷物（月報：調査実施月の翌々月末日、年報：調査実施年度の翌年度末）

【備考】 今日の変更は、鉄道貨物輸送実態調査票（2号様式）及び鉄・軌道走行キロ調査票（3号様式）に係る集計事項の一部変更。

※

【調査票名】 1－鉄・軌道旅客輸送実態調査票（1号様式）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）鉄道事業者及び軌道経営者 （抽出枠）許可等を受けた事業者名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）187 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎月の実績 （系統）国土交通省－地方運輸局－報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）翌月末日

【調査事項】 1. 旅客営業キロ、2. 旅客数量（定期・定期外別）、3. 旅客人キロ（定期・定期外別）

※

【調査票名】 2－鉄道貨物輸送実態調査票（2号様式）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）鉄道事業者 （抽出枠）許可を受けた事業者名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）30 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎月の実績 （系統）国土交通省－地方運輸局－報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）翌月末日

【調査事項】 1. 貨物営業キロ、2. 貨物数量（コンテナ・車扱別）、3. 貨物トンキロ（コンテナ・車扱別）

※

【調査票名】 3－鉄・軌道走行キロ調査票（3号様式）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）鉄道事業者及び軌道経営者 （抽出枠）許可等を受けた事業者名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）207 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎月の実績 （系統）国土交通省－地方運輸局－報告者

告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)翌月末日

【調査事項】 1. 列車キロ (旅客・貨物別)、2. 車両キロ (旅客車・貨物車別)

※

【調査票名】 4-索道旅客輸送実態調査票 (4号様式)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)索道事業者 (抽出枠)許可を受けた事業者
名簿

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)624 (配布)郵送・オンライン (取集)郵送・オン
ライン (記入)自計 (把握時)毎年度の実績 (4月～翌年3月) (系統)国土交
通省-地方運輸局-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年4月末日

【調査事項】 1. 旅客人員、2. 旅客収入

【調査名】 医療経済実態調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年5月16日

【実施機関】 厚生労働省保険局医療課保険医療企画調査室

【目的】 病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医業経営等の実態を明らかにすること及び、医療保険の保険者の財政状況の実態を把握し、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備する。

【沿革】 本調査は、昭和42年に開始した。平成23年に、保険者調査票に関して、オンライン調査が導入された。

【調査の構成】 1－病院調査票 2－一般診療所調査票 3－一般診療所調査票補助票 4－歯科診療所調査票 5－歯科診療所調査票補助票 6－保険薬局調査票 7－保険薬局調査票補助票 8－保険者調査票

【公表】 インターネット（調査実施年の10月下旬）

【備考】 今回の変更は、沿革欄記載の変更のほか、病院調査票、一般診療所調査票及び一般診療所調査票補助票に係る報告者数の増加並びに、病院調査票、一般診療所調査票、歯科診療所調査票及び保険薬局調査票に係る調査事項の一部変更等。なお、以下の調査計画を基本としながら、東日本大震災により津波などの影響を受けた地域については、当分の間、調査を行わず、集計からも除外される。

※

【調査票名】 1－病院調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）保健・医療施設 （属性）社会保険による診療を行っている病院 （抽出枠）医療施設基本ファイル

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,786/8,400 （配布）郵送 （取集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）調査実施年の6月、調査実施年の3月末日までに終了する直近の2事業年（度） （系統）厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）2年 （実施期日）平成23年5月23日～7月31日

【調査事項】 1. 基本データ（病院の概要）、2. 損益、3. 給与、4. 資産・負債、5. 租税公課等

※

【調査票名】 2－一般診療所調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）保健・医療施設 （属性）社会保険による診療を行っている一般診療所 （抽出枠）医療施設基本ファイル

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,030/60,600 （配布）郵送 （取集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）調査実施年の6月、調査実施年の3月末日までに終了する直近の2事業年（度） （系統）厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）2年 （実施期日）平成23年5月23日～7月31日

【調査事項】 1. 基本データ（診療所の概要）、2. 損益、3. 給与、4. 資産・負債、5. 租税公課等

※

【調査票名】 3－一般診療所調査票補助票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 保健・医療施設 (属性) 社会保険による診療を行っている
一般診療所 (抽出枠) 医療施設基本ファイル

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 3, 030 / 60, 600 (配布) 郵送 (取集)
郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 調査実施年の6月30日現在 (系統)
厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 2年 (実施期日) 平成23年5月23日～7月31日

【調査事項】 1. 減価償却資産の数量、2. 取得年月、3. 取得価額、4. 事業専用割合等

※

【調査票名】 4－歯科診療所調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 保健・医療施設 (属性) 社会保険による診療を行っている
歯科診療所 (抽出枠) 医療施設基本ファイル

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 1, 113 / 55, 800 (配布) 郵送 (取集)
郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 調査実施年の6月、調査実施年の3月末
日までに終了する直近の2事業年(度) (系統) 厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 2年 (実施期日) 平成23年5月23日～7月31日

【調査事項】 1. 基本データ(歯科診療所の概要)、2. 損益、3. 給与、4. 資産・負債、5.
租税公課等

※

【調査票名】 5－歯科診療所調査票補助票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 保健・医療施設 (属性) 社会保険による診療を行っている
歯科診療所 (抽出枠) 医療施設基本ファイル

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 1, 113 / 55, 800 (配布) 郵送 (取集)
郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 調査実施年の6月30日現在 (系統)
厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 2年 (実施期日) 平成23年5月23日～7月31日

【調査事項】 1. 減価償却資産の数量、2. 取得年月、3. 取得価額、4. 事業専用割合等

※

【調査票名】 6－保険薬局調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 保健・医療施設 (属性) 社会保険による調剤を行っている
保険薬局 (抽出枠) 保険薬局基本ファイル

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 1, 544 / 38, 700 (配布) 郵送 (取集)
郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 調査実施年の6月、調査実施年の3月末
日までに終了する直近の2事業年(度) (系統) 厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 2年 (実施期日) 平成23年5月23日～7月31日

【調査事項】 1. 基本データ(保険薬局の概要)、2. 損益、3. 資産・負債、4. 租税公課等

※

【調査票名】 7－保険薬局調査票補助票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 保健・医療施設 (属性) 社会保険による調剤を行っている
保険薬局 (抽出枠) 保険薬局基本ファイル

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 1, 544 / 38, 700 (配布) 郵送 (収集)
郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 調査実施年の6月30日現在 (系統)
厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 2年 (実施期日) 平成23年5月23日～7月31日

【調査事項】 1. 減価償却資産の数量、2. 取得年月、3. 取得価額、4. 事業専用割合等

※

【調査票名】 8－保険者調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 組合 (属性) 組合管掌健康保険及び共済組合の各保険者

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 1, 600 (配布) 郵送 (収集) 郵送・オンライン (記
入) 自計 (把握時) 平成22年度末日現在。ただし、直営保養所・保健会館に関する
事項のうち、利用者数、総収入及び総支出については、平成22年度の状況。 (系統)
厚生労働省－報告者

【周期・期日】 (周期) 2年 (実施期日) 平成23年6月上旬～8月31日

【調査事項】 1. 土地に関する事項 (施設の種類、名称、所在地、地目、面積、取得年月日、取得
価格、帳簿価格、固定資産税評価額、時価評価額、評価方法、評価年月)、2. 直営保養
所・保健会館に関する事項 (施設の種類、名称、所在地、建築面積、延べ面積、帳簿価
格、利用者数、総収入、総支出)

【調査名】 建設機械等損料調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年5月18日

【実施機関】 国土交通省総合政策局建設施工企画課

【目的】 本調査は、公共工事の積算において建設機械施工に係わる経費を算出する場合に必要な建設機械等損料算定表の諸数値を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 平成3年に、調査周期が3年から2年に変更された。

【調査の構成】 1－建設機械等損料調査票

【公表】 インターネット（調査実施年度の3月末日）

【備考】 今回の変更は、報告者数、調査票様式、調査事項の変更等。

※

【調査票名】 1－建設機械等損料調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）国土交通省直轄工事の積算で使用頻度の高い建設機械（175機種 572規格）を保有していると想定される建設業者（抽出枠）公共工事の競争入札参加資格有資格者名簿、（社）日本機械土工協会会員名簿及び（社）日本基礎建設協会会員名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出及び有意抽出（客体数）1,200/66,000（配布）郵送（収集）郵送・オンライン・FAX（記入）自計（把握時）報告者の直近の決算日から過去2年間（系統）国土交通省－民間事業者－報告者

【周期・期日】（周期）2年（実施期日）調査実施年度の6月～7月

【調査事項】 1. 建設機械の使用実態（稼働実績・修理実績等）、2. 建設機械の処分実態（処分価格・処分機械の運転時間等）、3. 建設機械の管理実態（管理に要した費用等）

【調査名】 特定作物統計調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年5月24日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課

【目的】 本調査は、豆類（小豆、いんげん及びらっかせい）、そば、なたね、こんにゃくいも及び「い（イグサ）」の生産に関する実態を明らかにし、「食料・農業・農村基本計画」における食料自給率や生産数量目標の算定、目標達成に向けた各種施策の推進や達成状況の検証、戸別所得補償制度の推進、関税割当数量の算定、共済基準収穫量の算定、生産振興対策等の推進のための資料を整備することを目的に実施する。

【沿革】 本調査は、平成13年度に作物統計調査（当時は指定統計調査。現在は基幹統計調査。）及び生産関連の5つの承認統計調査を再編した際に設けられた基準に基づき、作物統計調査では把握されない作物のうち、個別制度との関連で、作付面積及び収穫量について把握することが必要と考えられる作物を対象として、平成14年度（14年産）から実施されている。調査開始以来、小豆、いんげん、らっかせい、そば、こんにゃくいも及び「い（イグサ）」の6品目を把握の対象として実施されてきたが、平成22年度（22年産）からは、なたねを追加し、7品目を把握対象として実施されている。

【調査の構成】 1－豆類作付面積調査 郵送調査票（団体用） 2－豆類収穫量調査 郵送調査票（団体用） 3－そば作付面積調査・収穫量調査 郵送調査票（団体用） 4－豆類・そば収穫量調査 郵送調査票（経営体用） 5－なたね（子実用）作付面積調査・収穫量調査 郵送調査票（団体用） 6－なたね（子実用）収穫量調査 郵送調査票（経営体用） 7－こんにゃくいも作付面積調査・収穫量調査 郵送調査票（団体用） 8－こんにゃくいも収穫量調査 郵送調査票（経営体用） 9－い作付面積調査・収穫量調査 郵送調査票（団体用）

【公表】 インターネット及び印刷物（概要：調査品目により、8月下旬～翌年2月下旬、詳細：調査品目により、翌年6月～翌年10月）

【備考】 今回の変更は、母集団情報を2005年農林業センサスの情報から、2010年世界農林業センサスの情報に更新することに伴う標本数の変更。なお、東日本大震災により津波などの影響を受けた地域については、当分の間、調査を行わず、集計から除外する。

※

【調査票名】 1－豆類作付面積調査 郵送調査票（団体用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）農協等関係団体 （属性）豆類（小豆、いんげん、らっかせい）を取り扱った農協、その他の関係団体

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）250 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）北海道：毎年7月1日現在、都府県：毎年9月1日現在 （系統）農林水産省－地方農政局－地方農政事務所－統計・情報センター－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）北海道：毎年6月下旬、都府県：毎年8月下旬

【調査事項】 豆類（小豆、いんげん、らっかせい）の作付面積

※

【調査票名】 2－豆類収穫量調査 郵送調査票（団体用）

【調査対象】 (地域) 主産県(ただし3年周期で全国) (単位) 農協等関係団体 (属性) 豆類
(小豆、いんげん、らっかせい) を取り扱った農協、その他の関係団体

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 220 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 収穫期 (系統) 農林水産省-地方農政局-地方農政事務所-統計・情報センター-報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 収穫期

【調査事項】 1. 豆類(小豆、いんげん、らっかせい)の作付面積、2. 集荷量等

※

【調査票名】 3-そば作付面積調査・収穫量調査 郵送調査票(団体用)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 農協等関係団体 (属性) 「そば」を取り扱った農協、その他の関係団体

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 350 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 収穫期 (系統) 農林水産省-地方農政局-地方農政事務所-統計・情報センター-報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 収穫期

【調査事項】 1. 「そば」の作付面積、2. 集荷量等

※

【調査票名】 4-豆類・そば収穫量調査 郵送調査票(経営体用)

【調査対象】 (地域) 豆類:主産県(3年周期で全国)、そば:全国 (単位) 農林業経営体 (属性) 2010年世界農林業センサスにおいて「小豆」「その他の豆類」又は「そば」を販売目的で作付けたと回答した農林業経営体 (抽出枠) 2010年世界農林業センサス

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 3,410/32,120 9,930/108,300 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 収穫期 (系統) 農林水産省-地方農政局-地方農政事務所-統計・情報センター-報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 収穫期

【調査事項】 1. 豆類(小豆、いんげん、らっかせい)又は「そば」の作付面積、2. 収穫量(出荷量、自家消費等の量)等

※

【調査票名】 5-なたね(子実用)作付面積調査・収穫量調査 郵送調査票(団体用)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 農協等関係団体 (属性) 「なたね」を取り扱った農協、その他の関係団体

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 170 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 収穫期 (系統) 農林水産省-地方農政局-地方農政事務所-統計・情報センター-報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 収穫期

【調査事項】 1. 「なたね」の作付面積、2. 集荷量等

※

【調査票名】 6-なたね(子実用)収穫量調査 郵送調査票(経営体用)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 農林業経営体 (属性) 2010年世界農林業センサスにおいて「その他の工芸農作物」を販売目的で作付けたと回答した農林業経営体 (抽出枠) 2010年世界農林業センサス

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 1,810/4,690 (配布) 郵送 (取集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 収穫期 (系統) 農林水産省-地方農政局-地方農政事務所-統計・情報センター-報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 収穫期

【調査事項】 1. 「なたね」の作付面積、2. 収穫量(出荷量、自家消費等の量)等

※

【調査票名】 7-こんにゃくいも作付面積調査・収穫量調査 郵送調査票(団体用)

【調査対象】 (地域) 主産県(ただし3年周期で全国) (単位) 農協等関係団体 (属性) こんにゃくいもを取り扱った農協、その他の関係団体

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 10 (配布) 郵送 (取集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 収穫期 (系統) 農林水産省-地方農政局-地方農政事務所-統計・情報センター-報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 収穫期

【調査事項】 1. こんにゃくいもの作付面積、2. 集荷量等

※

【調査票名】 8-こんにゃくいも収穫量調査 郵送調査票(経営体用)

【調査対象】 (地域) 主産県(ただし3年周期で全国) (単位) 農林業経営体 (属性) 2010年世界農林業センサスにおいて「こんにゃくいも」を販売目的で作付けたと回答した農林業経営体 (抽出枠) 2010年世界農林業センサス

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 150/1,380 330/2,680 (配布) 郵送 (取集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 収穫期 (系統) 農林水産省-地方農政局-地方農政事務所-統計・情報センター-報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 収穫期

【調査事項】 1. こんにゃくいもの作付面積、2. 収穫量(出荷量、自家消費等の量)等

※

【調査票名】 9-い作付面積調査・収穫量調査 郵送調査票(団体用)

【調査対象】 (地域) 主産県 (単位) 農協等関係団体 (属性) 「い(イグサ)」を取り扱った農協、その他の関係団体

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 10 (配布) 郵送 (取集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 収穫期 (系統) 農林水産省-地方農政局-地方農政事務所-統計・情報センター-報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 収穫期

【調査事項】 1. 「い(イグサ)」の作付面積、2. 集荷量等

【調査名】 平成23年有期労働契約に関する実態調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年5月25日

【実施機関】 厚生労働省労働基準局労働条件政策課

【目的】 有期契約労働者は、多様な集団であり、呼称のみによっては実態を必ずしも明らかにできないことから、有期契約労働者を職務によって分類することで、有期契約労働者の雇用・就業の実態、契約更新と雇止めの状況等、有期契約労働に関する実態の総合的な把握・分析を行うこととし、もって、有期労働契約に係る施策の立案に資するものとする。

【沿革】 本調査は、平成21年に1回限りで実施したものであり、平成23年は2回目の実施である。

【調査の構成】 1－平成23年有期労働契約に関する実態調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（概要：平成23年9月、詳細：平成24年6月）

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更。なお、以下の調査計画記載のとおり、東日本大震災により津波などの影響を受けた地域については、調査は行われない。

※

【調査票名】 1－平成23年有期労働契約に関する実態調査票

【調査対象】 （地域）全国（ただし、岩手県、宮城県及び福島県を除く。）（単位）事業所（属性）日本標準産業分類に掲げる次の大分類に属し、常用労働者を5人以上雇用している民営事業所とする。「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（ただし、生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）」（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）10,000/1,640,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成23年7月1日現在（一部の項目については、調査実施前年度を含む過去2年度の実績）（系統）厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期日】（周期）一回限り（実施期日）平成23年7月1日～7月29日

【調査事項】 1. 事業所の属性（1）事業所の属する企業全体の常用労働者規模、（2）事業所全体の直接雇用労働者数、他社から受け入れている労働者数及び就業形態別労働者数、2. 有期契約労働者の基礎情報（1）有期契約労働者の職務タイプ別労働者数、性別労働者数及びパートタイム労働者数、（2）人事労務管理上最も重要と考えている職務タイプ、（3）期間を定めて雇用する主な理由、（4）有期契約労働者を雇用できなくなった場合の影響及び理由、3. 有期契約労働者の就業状況（1）希望する継続契約期間、（2）1回当たりの契約期間、（3）契約更新回数の上限の有無及び回数、（4）実際の契約更新回数、（5）勤続年数の上限の有無及び年数、（6）実際の勤続年数、（7）クーリングオフ期間の有無及び平均的なクーリングオフ期間、（8）契約締結時の契約期間、更新の有

無及び更新の判断基準の明示の有無並びにそれらの明示方法、(9) 労働契約の更新形態、(10) 就業規則の適用状況、(11) 3年超の有期契約労働者の有無及び契約期間、4. 有期契約労働者の契約期間途中の退職の申し出の有無、時期及び労働者に対する損害賠償請求の有無、5. 正社員と比較した労働条件等 (1) 残業の有無及び平均残業時間、(2) 異動・転勤の有無及び範囲、(3) 昇進の有無及び範囲、(4) 1時間当たりの基本給の水準、(5) 退職金、賞与、諸手当の有無、(6) 退職金の水準、(7) 教育訓練機会の状況、(8) 福利厚生の有無及び内容、6. 正社員転換制度 (1) 正社員転換制度の有無及び転換実績、(2) 正社員転換を実施する上での支障、7. 雇止めについて (1) 雇止めの有無及び理由、(2) 雇止めに対する考え方、(3) 雇止めの手続きの種類及び事前通告日数、(4) 中途解雇・雇止め時の退職金の支給の状況、(5) 雇止めをめぐるトラブル発生の有無及び原因、7. 有期契約労働者の今後の活用方針

【調査名】 訪問看護療養費実態調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年5月31日

【実施機関】 厚生労働省保険局医療課

【目的】 本調査は、訪問看護療養費における基本療養費の請求実態、基本療養費及び管理療養費とそれらに係る加算の請求実態の把握・分析等を行うことにより、訪問看護療養費の支給額等を適正に評価し、次回診療報酬改定時における訪問看護療養費の改定を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、平成13年に開始され、旧統計法下では「届出統計調査」として扱われてきたが、統計法の全部改正により、一般統計調査として扱われることになった。

【調査の構成】 1－訪問看護療養費明細書

【公表】 インターネット（調査実施年の翌年1月末日）

【備考】 今回は、統計法の全部改正後、一般統計調査として初めての承認を受けるものであり、調査計画に特段の変更はない。

※

【調査票名】 1－訪問看護療養費明細書

【調査対象】 （地域）全国 （単位）協会 （属性）社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）2 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年の6月の1か月間 （系統）厚生労働省一報告者

【周期・期日】 （周期）2年 （実施期日）調査実施年の7月末日

【調査事項】 1. 心身の状態、2. 主たる傷病名、3. 指示期間、4. 基本療養費、5. 情報提供療養費、6. 訪問看護ターミナルケア療養費、7. 管理療養費、8. 訪問日等

【調査名】 歯科技工料調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年5月31日

【実施機関】 厚生労働省保険局医療課

【目的】 歯冠修復及び欠損補綴に際して用いられる各種歯科技工物の歯科技工料を調査し、歯科保険医療について検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和62年に開始され、承認統計調査として実施されてきたが、統計法の全部改正により、一般統計調査として扱われることになった。

【調査の構成】 1－歯科医療機関用調査票 2－歯科技工所用調査票

【公表】 非公表

【備考】 今回の変更は、歯科医療機関用調査票に係る報告者数の増加及び歯科技工所用調査票に係る報告者数の削減。なお、以下の調査計画記載を基本としながらも、東日本大震災により津波などの影響を受けた地域については、当分の間、調査は行わず、集計からも除外される。

※

【調査票名】 1－歯科医療機関用調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）歯科医療機関 （抽出枠）医療施設調査の結果を基に作成する名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）661／66, 183 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）西暦奇数年の7月1日～7月31日 （系統）厚生労働省一報告者

【周期・期日】 （周期）2年 （実施期日）平成23年6月下旬～9月9日

【調査事項】 1. 歯科医療機関における外注歯科技工料に係る歯科技工物別の金額、2. 総取扱い件数

※

【調査票名】 2－歯科技工所用調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）歯科技工所 （抽出枠）社団法人日本技工士会の名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）545／5, 459 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）西暦奇数年の7月1日～7月31日 （系統）厚生労働省一報告者

【周期・期日】 （周期）2年 （実施期日）平成23年6月下旬～9月9日

【調査事項】 1. 歯科技工所における外注歯科技工料に係る歯科技工物別の金額、2. 総取扱い件数

○届出統計調査の受理

(1) 新規

【調査名】 福岡市観光入込客統計調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年5月12日

【実施機関】 福岡市経済振興局集客交流部集客企画課

【目的】 福岡市を訪れた観光客について、観光入込客数、観光消費額、交通機関や宿泊施設の利用状況、立ち寄り状況、旅行日数等を明らかにし、観光・集客施策を効果的に推進するための基礎資料を得るもの。

【調査の構成】 1－福岡市観光入込客統計調査 調査票

※

【調査票名】 1－福岡市観光入込客統計調査 調査票

【調査対象】 (地域)福岡市内観光地12地点程度 (単位)個人 (属性)福岡市内観光客 (抽出枠)福岡市内の観光客

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)7,000/16,000,000 (配布)調査員 (収集)調査員 (記入)自計 (把握時)平成23年5月～平成24年3月30日 (系統)福岡市一民間事業者一報告者

【周期・期日】 (周期)3月毎 (実施期日)5月、8月、11月、2月の下旬

【調査事項】 1. 住所、2. 属性、3. 旅行日数(宿泊数)、4. 旅行目的、5. 人数、6. 旅行回数、7. 立ち寄り状況、8. 旅行消費額

【調査名】 県民歯科保健実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年5月12日

【実施機関】 神奈川県保健福祉局保健医療部健康増進課

【目的】 本調査は、神奈川県における歯科保健の実態を把握し、歯科保健対策の推進に必要な基礎資料を得るとともに、「かながわ健康プラン21」の評価としての活用を図り、県民の健康増進の推進に役立てることを目的とする。

【調査の構成】 1－県民歯科保健実態調査 調査票（3歳児） 2－県民歯科保健実態調査 調査票（園児） 3－県民歯科保健実態調査 調査票（小学4年生） 4－県民歯科保健実態調査 調査票（中学1年生・高校1年生） 5－県民歯科保健実態調査 調査票（成人）

※

【調査票名】 1－県民歯科保健実態調査 調査票（3歳児）

【調査対象】 （地域）神奈川県全域 （単位）個人 （属性）神奈川県内在住の3歳男女で、市町村が実施する平成23年7月1日～10月31日の間の1か月間の3歳児歯科健康診査対象児（抽出枠）住民基本台帳名簿

【調査方法】 （選定）有意抽出（客体数）6,000/79,000（配布）職員（取集）職員（記入）自計（把握時）平成23年7月1日～10月31日のうち1日（系統）神奈川県－市町村－報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成23年7月1日～10月31日

【調査事項】 1. 属性（性別、出生順位、住所地域）、2. 歯科保健行動（食生活、フッ化物配合歯磨剤使用状況、歯みがきの状況、口腔内観察状況、歯科受診等）、3. う蝕罹患状況（う蝕罹患状況、う蝕本数等）

※

【調査票名】 2－県民歯科保健実態調査 調査票（園児）

【調査対象】 （地域）神奈川県全域（単位）個人（属性）統計法に基づく文部科学省実施の学校保健統計調査抽出幼稚園に在籍する5歳児（抽出枠）学校保健統計調査結果

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）5,000/77,000（配布）職員（取集）職員（記入）自計（把握時）平成23年6月15日～7月20日のうち1日（系統）神奈川県－市町村－学校－報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成23年6月15日～7月20日

【調査事項】 1. 属性（性別、出生順位、住所地域）、2. 歯科保健行動（食生活、フッ化物配合歯磨剤使用状況、歯みがきの状況、口腔内観察状況、歯科受診等）、3. う蝕罹患状況（う蝕罹患状況、う蝕本数等）

※

【調査票名】 3－県民歯科保健実態調査 調査票（小学4年生）

【調査対象】（地域）神奈川県全域（単位）個人（属性）統計法に基づく文部科学省実施の学校保健統計調査抽出公立学校に在籍する小学4年生（抽出枠）学校保健統計調査結果

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）5,700/82,000（配布）職員（取集）職員（記入）自計（把握時）平成23年6月15日～7月20日のうち1日（系

統) 神奈川県—市町村—学校—報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成23年6月15日～7月20日

【調査事項】 1. 属性(性別、出生順位、住所地域)、2. 歯科保健行動(食生活、フッ化物配合歯磨剤使用状況、歯みがきの状況、口腔内観察状況、歯科受診等)、3. う蝕罹患状況(う蝕罹患状況、う蝕本数等)

※

【調査票名】 4—県民歯科保健実態調査 調査票(中学1年生・高校1年生)

【調査対象】 (地域) 神奈川県全域 (単位) 個人 (属性) 統計法に基づく文部科学省実施の学校保健統計調査抽出公立学校に在籍する中学1年生及び高校1年生 (抽出枠) 学校保健統計調査結果

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 16,000/147,000 (配布) 職員 (取集) 職員 (記入) 自計 (把握時) 平成23年6月15日～7月20日のうち1日 (系統) 神奈川県—市町村—学校—報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成23年6月15日～7月20日

【調査事項】 1. 属性(性別、出生順位、住所地域)、2. 歯科保健行動(食生活、フッ化物配合歯磨剤使用状況、歯みがきの状況、口腔内観察状況、歯科受診等)、3. う蝕罹患状況(う蝕罹患状況、う蝕本数等)

※

【調査票名】 5—県民歯科保健実態調査 調査票(成人)

【調査対象】 (地域) 神奈川県全域 (単位) 個人 (属性) 神奈川県歯科医師会会員の診療所に来院した、調査実施日に神奈川県内在住の20歳以上の初診患者(再初診患者を含む。)(抽出枠) 神奈川県歯科医師会会員の診療所受診者

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 5,000 (配布) 調査員 (取集) 調査員 (記入) 併用 (把握時) 平成23年6月15日～10月31日のうち1日 (系統) 神奈川県—民間事業者—歯科医師会会員診療所—報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成23年6月15日～10月31日

【調査事項】 1. 属性(性別、年齢、住所地域)、2. 口腔内状況(現在歯数、う蝕、歯周疾患の状況等(歯科医師による診察))、3. 歯科保健行動(フッ化物配合歯磨剤使用状況、歯みがきの状況、歯科受診状況等)、4. 生活習慣(運動、喫煙等)、5. 歯科保健に関する知識(歯周疾患と全身との関係、歯科関連用語の認知度等)

【調査名】 生物多様性ふくおか戦略策定に係る事業者アンケート（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年5月24日

【実施機関】 福岡市環境局温暖化対策部環境調整課

【目的】 福岡市内に事業所を有する事業者を対象として、生物多様性に関する事業者の意識や取組状況等を把握するため、アンケート調査を実施するもの。

【調査の構成】 1－事業者アンケート調査 調査票

※

【調査票名】 1－事業者アンケート調査 調査票

【調査対象】 （地域）福岡市全域 （単位）事業所 （属性）事業所 （抽出枠）産業分類の各分野から、事業規模の大きい事業所

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）255／75,000 （配布）郵送 （取集）郵送
（記入）自計 （把握時）平成23年7月1日～7月31日 （系統）福岡市－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年7月1日～7月31日

【調査事項】 1. 属性、2. 生物多様性に関する意識・理解度、3. 取組状況、4. 今後の取組可能性

【調査名】 静岡市買物環境状況実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年5月25日

【実施機関】 静岡市経済局商工部商業労政課

【目的】 静岡市内の買物弱者の分布状況、買物弱者の買物に係る生活の現状及び商業者の買物弱者対策の実施状況を把握し、本市の買物弱者への対応策等を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－静岡市買物環境状況実態調査 調査票A 2－静岡市買物環境状況実態調査 調査票B 3－静岡市買物環境状況実態調査 調査票C

※

【調査票名】 1－静岡市買物環境状況実態調査 調査票A

【調査対象】 （地域）静岡市全域 （単位）個人 （属性）静岡市内に居住する50歳以上の者（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,500/714,530 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年8月1日現在 （系統）静岡市一民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年8月下旬～9月30日

【調査事項】 1. 住まいについて、2. 本人について、3. 家庭について、4. 家庭の食料品の買物について、5. 食料品の買物環境について、6. 買物支援サービスについて、7. 行政施策への要望について

※

【調査票名】 2－静岡市買物環境状況実態調査 調査票B

【調査対象】 （地域）静岡市全域 （単位）個人 （属性）静岡市内に居住する50歳以上の者のうち、商業施設が無い又は商業施設が少ない10地区に居住する者（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000/325,922 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年8月1日現在 （系統）静岡市一民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年8月下旬～9月30日

【調査事項】 1. 住まいについて、2. 本人について、3. 家庭について、4. 家庭の食料品の買物について、5. 食料品の買物環境について、6. 買物支援サービスについて、7. 行政施策への要望について

※

【調査票名】 3－静岡市買物環境状況実態調査 調査票C

【調査対象】 （地域）静岡市全域 （単位）事業所 （属性）静岡市内の大規模スーパーマーケット等の小売事業所（抽出枠）静岡市が保有する大規模小売店舗名簿及び中規模小売店舗名簿

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）10 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年8月1日現在 （系統）静岡市一民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年8月下旬～9月30日

【調査事項】 1. 商品の配達サービスの実施状況について、2. インターネット・電話等による通信販売サービスの実施状況について、3. 御用聞きサービスの実施状況について、4. 移動販売車等による販売の実施状況について、5. 送迎サービスの実施状況について、6. その他買物利便性向上サービスの実施状況について、7. 売上げへの効果等について、8. 行政施策への要望について

【調査名】 震災に伴う都内企業の雇用等への影響に関する調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年5月27日

【実施機関】 東京都産業労働局総務部企画計理課

【目的】 東日本大震災や電力不足等が都内企業の雇用状況に及ぼした影響等を把握し、震災後都内企業の現状に即した雇用対策等を企画・立案する際の基礎資料とする。

【調査の構成】 1－震災に伴う都内企業の雇用等への影響に関する調査 調査票（1回目） 2－震災に伴う都内企業の雇用等への影響に関する調査 調査票（2回目）

※

【調査票名】 1－震災に伴う都内企業の雇用等への影響に関する調査 調査票（1回目）

【調査対象】 （地域）東京都全域（島しょを除く。） （単位）企業 （属性）従業者規模10人以上である個人経営又は会社企業の本社 （抽出枠）（株）東京商工リサーチによる企業リスト

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,500/46,600 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）自計 （把握時）平成23年6月30日現在 （系統）東京都－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年6月27日～7月15日

【調査事項】 1. 回答者の属性（従業者規模、売上状況等）、2. 震災の影響（直接的・間接的被害、今後の売上見通し等）、3. 電力需給対策・震災後の対応、4. 新規採用状況（2011年卒及び2012年卒）

※

【調査票名】 2－震災に伴う都内企業の雇用等への影響に関する調査 調査票（2回目）

【調査対象】 （地域）東京都全域（島しょを除く。） （単位）企業 （属性）従業者規模10人以上である個人経営又は会社企業の本社 （抽出枠）（株）東京商工リサーチによる企業リスト

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,500/46,600 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）自計 （把握時）平成23年10月31日現在 （系統）東京都－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年10月31日～11月18日

【調査事項】 1. 震災の影響（間接的被害、前年同期に比べた売上状況等）、2. 採用状況（2012年卒の採用計画、今後の人員計画等）、3. 人事労務管理の状況等

(2) 変更

【調査名】 北九州市障害児・者実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年5月9日

【実施機関】 北九州市保健福祉局障害福祉部障害福祉課

【目的】 「北九州市障害者支援計画」策定の基礎資料とするために、北九州市内に居住する障害児・者を対象に、その生活実態や本市の障害福祉施策に関する要望などについての調査・分析を行う。

【調査の構成】 1－身体障害者用 2－知的障害者用 3－精神障害者用 4－障害児用 5－発達障害児・者用

【備考】 今回の変更は、調査全体の周期の変更、発達障害児・者用調査票の追加、その他の調査票に係る報告者数の増加等。

※

【調査票名】 1－身体障害者用

【調査対象】 （地域）北九州市全域 （単位）個人 （属性）北九州市内に住民票のある身体障害者 （抽出枠）北九州市で保管している障害者手帳所持者の名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,200/50,628 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年5月1日現在 （系統）北九州市一報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成23年5月下旬～6月下旬

【調査事項】 1. 障害者自身のこと（年齢等）、2. 住まい、3. 暮らし、4. 収入、5. 仕事、6. 外出状況、7. 余暇活動や社会的活動、8. 訓練・リハビリ、9. 生活に関する悩みなどの相談、10. 福祉サービスの利用、11. 障害者スポーツ、12. 医療機関の利用、13. 情報収集とコミュニケーション、14. 災害時の対応、障害者の人権や差別問題 等

※

【調査票名】 2－知的障害者用

【調査対象】 （地域）北九州市全域 （単位）個人 （属性）北九州市内に住民票のある知的障害者 （抽出枠）北九州市で保管している障害者手帳所持者の名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,000/6,670 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年5月1日現在 （系統）北九州市一報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成23年5月下旬～6月下旬

【調査事項】 1. 障害者自身のこと（年齢等）、2. 住まい、3. 暮らし、4. 収入、5. 仕事、6. 外出状況、7. 余暇活動や社会的活動、8. 訓練・リハビリ、9. 生活に関する悩みなどの相談、10. 福祉サービスの利用、11. 障害者スポーツ、12. 医療機関の利用、13. 情報収集とコミュニケーション、14. 災害時の対応、15. 障害者の人権や差別問題 等

※

【調査票名】 3－精神障害者用

【調査対象】 （地域）北九州市全域 （単位）個人 （属性）北九州市内に住民票のある精神障害

者（抽出枠）北九州市で保管している障害者手帳所持者の名簿

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）600/4,017（配布）郵送（取集）郵送
（記入）自計（把握時）平成23年5月1日現在（系統）北九州市一報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）平成23年5月下旬～6月下旬

【調査事項】1. 障害者自身のこと（年齢等）、2. 住まい、3. 入院中の方のこと、4. 通院中の方のこと、5. 通所中の方のこと、6. 入所中の方のこと、7. 心身の状況や日常生活のこと、8. 生きがいや将来の目標、9. 生活費や仕事等、10. 外出状況、11. 余暇活動や社会的活動、12. 生活に関する悩みなどの相談、13. 健康状態、14. 福祉サービスの利用、15. 障害者スポーツ、16. 情報収集とコミュニケーション、17. 災害時の対応、18. 障害者の人権や差別問題 等

※

【調査票名】4－障害児用

【調査対象】（地域）北九州市全域（単位）個人（属性）北九州市内に住民票のある身体及び知的障害児（抽出枠）北九州市で保管している障害者手帳所持者の名簿

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）400/2,698（配布）郵送（取集）郵送
（記入）自計（把握時）平成23年5月1日現在（系統）北九州市一報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）平成23年5月下旬～6月下旬

【調査事項】1. 障害児自身のこと（年齢等）、2. 住まい、3. 暮らし、4. 収入、5. 日常生活、6. 学校教育、7. 外出状況、8. 余暇活動や社会的活動、9. 訓練・リハビリ、10. 生活に関する悩みなどの相談、11. 施設サービスの利用、12. 障害者自立支援法のサービス、13. 障害者スポーツ、14. 医療機関の利用、15. 情報収集とコミュニケーション、16. 災害時の対応、17. 障害者の人権や差別問題 等

※

【調査票名】5－発達障害児・者用

【調査対象】（地域）北九州市全域（単位）個人（属性）北九州市内に住民票のある発達障害児・者

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）200（配布）郵送（取集）郵送（記入）自計
（把握時）平成23年5月1日現在（系統）北九州市一報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）平成23年5月下旬～6月下旬

【調査事項】1. 障害児・者自身のこと（年齢等）、2. 住まい、3. 暮らし、4. 生活費や仕事等、5. 外出状況、6. 余暇活動や社会的活動、7. 生活に関する悩みなどの相談、8. 施設サービスの利用、9. 健康状態、10. 福祉サービスの利用、11. 障害者スポーツ、12. 情報収集とコミュニケーション、13. 災害時の対応、14. 障害者の人権や差別問題 等

【調査名】 東京都財政収支調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年5月11日

【実施機関】 東京都総務局統計部調整課

【目的】 東京都の区域に所在する政府諸機関の財政収支の実態を把握し、都民経済計算における基礎資料を得る。

【調査の構成】 1－東京都財政収支調査票（甲）（一般会計、特別会計） 2－東京都財政収支調査票（乙） 3－東京都財政収支調査票（乙）（独立行政法人用） 4－社会保障基金調査票

【備考】 今回の変更は、電気業収支調査票及びガス業収支調査票の削除等。

※

【調査票名】 1－東京都財政収支調査票（甲）（一般会計、特別会計）

【調査対象】 （地域）東京都全域 （単位）行政機関 （属性）国の機関 （抽出枠）調査対象機関名簿（東京都作成）

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）150 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）前年度（4月1日～3月31日） （系統）東京都一報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年8月1日～9月30日

【調査事項】 1. 歳入、2. 歳出

※

【調査票名】 2－東京都財政収支調査票（乙）

【調査対象】 （地域）東京都全域 （単位）事業団 （属性）事業団及び公的企業 （抽出枠）調査対象機関名簿（東京都作成）

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）30 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）前年度（4月1日～3月31日） （系統）東京都一報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年8月1日～9月30日

【調査事項】 1. 収益、収入、2. 費用及び損失、支出、3. 資本形成

※

【調査票名】 3－東京都財政収支調査票（乙）（独立行政法人用）

【調査対象】 （地域）東京都全域 （単位）独立行政法人 （属性）独立行政法人 （抽出枠）調査対象機関名簿（東京都作成）

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）100 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）前年度（4月1日～3月31日） （系統）東京都一報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年8月1日～9月30日

【調査事項】 1. 収益、収入、2. 費用及び損失、支出、3. 資本形成

※

【調査票名】 4－社会保障基金調査票

【調査対象】 (地域) 東京都全域 (単位) 社会保障基金 (属性) 社会保障基金 (抽出枠) 調査対象機関名簿 (東京都作成)

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 20 (配布) 郵送・オンライン (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 前年度 (4月1日～3月31日) (系統) 東京都一報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 毎年8月1日～9月30日

【調査事項】 1. 収益、収入、2. 費用及び損失、支出、3. 資本形成

【調査名】 広島県職場環境実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年5月12日

【実施機関】 広島県商工労働局産業人材課

【目的】 広島県内企業における職場環境の整備状況等の実態を調査して明らかにし、効果的な行政施策を行うための基礎資料とする。

【調査の構成】 1－事業主調査票 2－男性従業員調査票 3－女性従業員調査票 4－パートタイム従業員調査票

【備考】 今回の変更は、事業主調査票に係る調査事項の一部変更及び男性従業員調査票、女性従業員調査票、パートタイム従業員調査票の追加。

※

【調査票名】 1－事業主調査票

【調査対象】 （地域）広島県全域 （単位）事業所 （属性）平成18年度事業所・企業統計調査において調査対象とされ、かつ、常用労働者数10人以上の本所事業所（産業分類に掲げる「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「公務（他に分類されるものを除く）」であるものを除く。） （抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,500/11,351 （配布）郵送 （収集）郵送・FAX （記入）自計 （把握時）毎年6月1日現在 （系統）広島県一報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年5月下旬～6月中旬 （平成23年については、平成23年5月31日～6月17日）

【調査事項】 1. 事業所について、2. 従業員の雇用状況について、3. 雇用管理について、4. 管理職への登用について、5. セクシュアルハラスメントについて、6. 育児休業制度等について、7. 介護休業制度等について、8. 女性の能力発揮について、9. 仕事と家庭の両立について、10. 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定等について、11. パートタイム労働者について、12. 行政への要望について

※

【調査票名】 2－男性従業員調査票

【調査対象】 （地域）広島県全域 （単位）個人 （属性）事業主調査票の対象事業所に勤務する男性正社員

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,500 （配布）郵送 （収集）郵送・FAX （記入）自計 （把握時）6月1日現在 （系統）広島県一報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成23年5月31日～6月17日

【調査事項】 1. 働いている事業所と自分自身について、2. 管理職への登用について、3. セクシュアルハラスメントについて、4. 育児休業制度について、5. 介護休業制度について、6. 女性の能力発揮について、7. 仕事と家庭の両立について、8. 行政への要望について

※

【調査票名】 3－女性従業員調査票

【調査対象】 (地域) 広島県全域 (単位) 個人 (属性) 事業主調査票の対象事業所に勤務する女性正社員

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 2, 500 (配布) 郵送 (収集) 郵送・FAX
(記入) 自計 (把握時) 6月1日現在 (系統) 広島県一報告者

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日) 平成23年5月31日～6月17日

【調査事項】 1. 働いている事業所と自分自身について、2. 就業意識について、3. 管理職への登用について、4. セクシュアルハラスメントについて、5. 育児休業制度について、6. 介護休業制度について、7. 女性の能力発揮について、8. 仕事と家庭の両立について、9. 行政への要望について

※

【調査票名】 4-パートタイム従業員調査票

【調査対象】 (地域) 広島県全域 (単位) 個人 (属性) 事業主調査票の対象事業所に勤務するパートタイム従業員

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 2, 500 (配布) 郵送 (収集) 郵送・FAX
(記入) 自計 (把握時) 6月1日現在 (系統) 広島県一報告者

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日) 平成23年5月31日～6月17日

【調査事項】 1. 働いている事業所と自分自身について、2. 就業状況・就業意識について、3. セクシュアルハラスメントについて、4. 育児休業制度について、5. 介護休業制度について、6. 女性の能力発揮について、7. 仕事と家庭の両立について、8. 行政への要望について

【調査名】 中小企業景況調査（平成23年届出・2回目）

【受理年月日】 平成23年5月16日

【実施機関】 愛知県産業労働部産業労働政策課

【目的】 愛知県内中小企業の産業活動の動向に関する基礎的な事項について把握し、地域経済に関する施策の企画・立案及び効率的な推進を図るため。

【調査の構成】 1－中小企業景況調査票

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更。

※

【調査票名】 1－中小企業景況調査票

【調査対象】 （地域）愛知県全域 （単位）企業 （属性）製造業、卸・小売業、建設業、サービス業を営む中小企業（製造業・建設業（資本金3億円以下又は従業員300人以下）、卸売業（資本金1億円以下又は従業員300人以下）、小売業（資本金5千万円以下又は従業員50人以下）、サービス業（資本金5千万円以下又は従業員100人以下））（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,000/162,000 （配布）郵送・FAX （取集）郵送・FAX （記入）自計 （把握時）毎年4～6月期、7～9月期、10～12月期、1～3月期 （系統）愛知県一報告者

【周期・期日】 （周期）四半期 （実施期日）4～6月期（実施開始日である6月1日に到達するよう5月末日の3日前頃）、7～9月期（実施開始日である9月1日に到達するよう8月末日の3日前頃）、10～12月期（実施開始日である12月1日に到達するよう11月末日の3日前頃）、1～3月期（実施開始日である3月1日に到達するよう2月末日の3日前頃）

【調査事項】 1. 業種、2. 従業員数、3. 当期の経営実績、4. 採算、5. 設備投資、6. 雇用人員、7. 金融機関の貸出態度及び経営上の問題点、8. 行政が今後強化すべき支援策、9. 来期の見通し、10. 採算及び設備投資の計画、11. 大学等新卒者の採用動向（毎年1～3月期）、12. 東日本大震災の影響調査（平成23年4～6月期）

【調査名】 長野県賃金実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年5月23日

【実施機関】 長野県商工労働部労働雇用課

【目的】 本調査は、長野県内民間企業に雇用される常用労働者の賃金、労働時間、初任給等の実態を明らかにし、労使の賃金決定等の参考に資するとともに、労働行政の基礎資料として活用することを目的とする。

【調査の構成】 1－長野県賃金実態調査票（A） 2－長野県賃金実態調査票（B）

【備考】 今回の変更は、調査の目的の変更、調査対象の範囲の拡大及び報告者の選定方法の変更に伴う報告者数の増加並びにすべての調査票に係る調査事項の一部変更。

※

【調査票名】 1－長野県賃金実態調査票（A）

【調査対象】 （地域）長野県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類のうち、「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属し、常用労働者数が5人以上の事業所（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）7,800/28,467（配布）郵送（取集）郵送（記入）自計（把握時）毎年6月30日現在（系統）配布：長野県一報告者、回収：報告者－労政事務所－長野県

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年6月下旬～7月下旬

【調査事項】 1. 事業所に関する事項（1）事業所の名称及び所在地、（2）主要生産品名又は事業の内容、（3）労働組合の有無、（4）事業所の常用労働者数、（5）企業全体の常用労働者数、（6）調査期間、2. 労働者に関する事項（1）労働者番号等、（2）性別、（3）労働者の種類、（4）雇用形態、（5）就業形態、（6）卒業区分、（7）年齢、（8）勤続年数、（9）職種名、（10）実労働日数、（11）所定内実労働時間、（12）超過実労働時間数、（13）決まって支給する給与額、（14）超過労働給与額

※

【調査票名】 2－長野県賃金実態調査票（B）

【調査対象】 （地域）長野県全域（単位）事業所（属性）新規学卒者を採用した事業所及び新規学卒者を採用する予定のある事業所（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）7,800/28,467（配布）郵送（取集）郵送（記入）自計（把握時）毎年6月30日現在（系統）配布：長野県一報告者、回収：報告者－労政事務所－長野県

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年6月下旬～7月下旬

【調査事項】 1. 事業所の名称及び所在地、2. 新規学卒者の初任給額及び採用人数、3. 採用予定の新規学卒者の初任給見込額

(参考)

○基幹統計の指定

統計の名称	作成者	指定内容	指定年月日
患者統計	厚生労働大臣	基幹統計の名称を「患者調査」から「患者統計」に変更。	H23.4.27 注：官報掲載日は23.5.20

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が行った基幹統計の指定内容について掲載したものである。